

特定の特別職の職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第54号

特定の特別職の職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

特定の特別職の職員の期末手当に関する規則（昭和47年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 この規則は、<u>香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例</u>（昭和59年香川県条例第13号）第4条の規定及び知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和36年香川県条例第4号）第4条ただし書の規定に基づき、議会の議員並びに知事、副知事、病院事業の管理者及び常勤の監査委員の期末手当の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 <u>香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例</u>第4条の100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合は100分の20とし、100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合は100分の25とする。</p>	<p>第1条 この規則は、<u>香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例</u>（昭和59年香川県条例第13号）第4条の規定及び知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和36年香川県条例第4号）第4条ただし書の規定に基づき、議会の議員並びに知事、副知事、病院事業の管理者及び常勤の監査委員の期末手当の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 <u>香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例</u>第4条の100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合は100分の20とし、100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合は100分の25とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。